

## 新旧対照表〔2022年11月1日実施〕

### 【対象のお客さま】

いいだのでんきM（中部D）、いいだのでんきL（中部D）  
BIGLOBEでんきM（中部D）、BIGLOBEでんきL（中部D）  
UQでんきM（中部D）、UQでんきL（中部D）  
じぶんでんきM（中部D）、じぶんでんきL（中部D）  
グランパスでんきM（中部D）、グランパスでんきL（中部D）  
モストでんきM（中部D）、モストでんきL（中部D）  
PontaでんきM（中部D）、PontaでんきL（中部D）  
JAFでんきM（中部D）、JAFでんきL（中部D）  
SKE48でんきM（中部D）、SKE48でんきL（中部D）  
ANAでんきM（中部D）、ANAでんきL（中部D）  
四季でんきM（中部D）、四季でんきL（中部D）  
ARUHIでんきM（中部D）、ARUHIでんきL（中部D）  
ピクシブでんきM（中部D）、ピクシブでんきL（中部D）  
よみぼでんきM（中部D）、よみぼでんきL（中部D）  
でんきクラブタカシマヤコースM中部D、でんきクラブタカシマヤコースL中部D  
グローバルポイントでんきM（中部D）、グローバルポイントでんきL（中部D）  
ペルソナでんきM（中部D）、ペルソナでんきL（中部D）  
ゆめカードでんきM（中部D）、ゆめカードでんきL（中部D）  
Pontaでんき2M（中部D）、Pontaでんき2L（中部D）  
めぶきdeでんきM（中部D）J、めぶきdeでんきL（中部D）J  
めぶきdeでんきM（中部D）A、めぶきdeでんきL（中部D）A  
NCでんきM（中部D）、NCでんきL（中部D）

■ 電気契約約款（中部電力ミライズ・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>3 定義</b>            （略）            (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金                  <b>電気事業者による</b>再生可能エネルギー電気の<b>調達</b>に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。</p>	<p><b>3 定義</b>            （略）            (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金                  再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。</p>
<p><b>附 則</b>  <b>1 電気約款の実施期日</b>            この電気約款は、2022 年 <b>7 月 1 日</b>から実施いたします。            （略）</p>	<p><b>附 則</b>  <b>1 電気約款の実施期日</b>            この電気約款は、2022 年 <b>11 月 1 日</b>から実施いたします。            （略）</p>

※「いいだのでんき」、「BIGLOBE でんき」、「UQ でんき」、「じぶんでんき」のでんきサービスをご契約のお客さまは、各でんきサービスの料金表をご確認ください。

※「いいだのでんき」、「BIGLOBE でんき」、「UQ でんき」、「じぶんでんき」以外のでんきサービスをご契約のお客さまは、「でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表」をご確認ください。

## ■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL） 料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>

<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り、かつ、68,900 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合 平均燃料価格は、68,900 円といたします。</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = (68,900 円 - 45,900 円) × <math>\frac{(2)の基準単価}{1,000}</math></p> <p>(略)</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL） 料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<b>回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<b>インバンスリスク単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>

<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り、かつ、68,900 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合 平均燃料価格は、68,900 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL） 料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>12 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<b>回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>12 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<b>インバランリスク単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>13 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>	<p><b>13 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>

<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り、かつ、68,900 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合 平均燃料価格は、68,900 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>



■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL） 料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<b>回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<b>インバランリスク単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>

<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り、かつ、68,900 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合 平均燃料価格は、68,900 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL） 料金表

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<b>回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<b>インバランリスク単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>

<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り、かつ、68,900 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合 平均燃料価格は、68,900 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、2022 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>